

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症による経済情勢の影響を受け、生活の安定に支障を生じている町内中小企業等に雇用されている従業者を支援するために交付する只見町生活支援給付金（以下「生活給付金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。
(給付対象者)

第2条 生活給付金の交付を受ける者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和2年4月1日以前から町内に住所を有し、かつ、申請日現在引き続き町内に住所を有する者
- (2) 申請日現在において、期間の定めがなく雇用されている者、又は雇入れから1年以上引き続き雇用されている者。（ただし、個人事業主や専従者（家族従業員）、会社役員、国又は地方公共団体の職員を除く。）
- (3) 令和2年4月から12月のうち連続した3カ月における平均給与支払額と、前年同3カ月の平均給与支払額を比較し、20パーセント以上減少した者
- (4) 減収後平均給与月額が33万円未満（月額15,000円未満）である者

(生活給付金の額)

第3条 生活給付金の額は、一人10万円とする。

- 2 生活給付金は、複数の事業者には雇用されている場合であっても、重複して支給しない。
(生活給付金の交付申請)

第4条 生活給付金の交付を受けようとする者は、只見町生活支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 就労・給与支払証明書（様式第2号）
- (2) 振込先口座が確認できる書類
- (3) その他、町長が必要と認める書類

- 2 事業者は、前項の申請及び前項第1号の証明書発行に協力するものとする。

- 3 第1項の申請は、令和3年1月15日までにを行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(生活給付金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定に基づき申請があったときは、速やかにその内容を調査し、生活給付金を交付することが適切であると認めるときは、交付の決定を行うものとする。

- 2 前項に規定する交付の決定は、口座振込をもって通知を省略することができる。

- 3 第1項の規定に基づく調査の結果、生活給付金の交付が不適切であると認めるときは、只見町生活支援給付金不交付決定通知書（様式第3号）により、交付申請者に通知するものとする。

(生活給付金の返還)

第6条 町長は、虚偽又は不正な方法によって生活給付金の交付を受けたと認めるときは、生活給付金の交付を受けた者に対して、生活給付金の全部又は一部について返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。